

# 平成28年度財務省政策評価(案)の概要

1. 財務省の「政策の目標」の体系図（平成28年度版） . . . . . 1
2. 平成27年度及び28年度における総合目標及び政策目標の評定結果 . . . . . 2
3. 平成28年度に取り組んだ主な実績 . . . . . 3
4. 平成28年度の評定が前年度の評定より低くなった政策目標の評定理由及び政策への反映 . . . . 4
5. 平成27年度の評定が「B 進展が大きくない」であった政策目標の平成28年度の改善状況 . . . 5

(参考)

1. 平成28年度における政策評価の実施に係る改善のポイント . . . . . 6
2. 評定手続の流れ（政策目標） . . . . . 7
3. 評定の基準（政策目標） . . . . . 8

# 1. 財務省の「政策の目標」の体系図 (平成28年度版)

## 財務省の使命

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。

## 政策の目標

政策の基本目標 (総合目標)

### 財政 (総合目標1)

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020(平成32)年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。【A】

### 税制 (総合目標2)

財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革(オーバーホール)を進める。【A】

### 財務管理 (総合目標3)

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体との連携を進め、国公有財産の最適利用に取り組む。【A】

### 通貨・金融システム (総合目標4)

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。【A】

### 世界経済 (総合目標5)

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。【A】

### 財政・経済運営 (総合目標6)

総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。【A】

各政策分野の目標 (政策目標)

### 健全な財政の確保 (政策目標1)

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進【S】
- 1-2 必要な歳入の確保【S】
- 1-3 予算執行の透明性の向上、適正な予算執行の確保【S】
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示【S】
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行【S】
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営【S】

### 適正かつ公平な課税の実現 (政策目標2)

- 2-1 経済の好循環を確保するための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実【A】
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

### 国の資産・負債の適正な管理 (政策目標3)

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制【S】
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実【S】
- 3-3 庁舎及び宿舍を含む国公有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実【S】
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理【S】

### 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持 (政策目標4)

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止【S】
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理【S】

### 貿易の秩序維持と健全な発展 (政策目標5)

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等【S】
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進【A】
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上【A】

### 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進 (政策目標6)

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保【S】
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進【S】
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進【S】

### 財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保【B】
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営【S】
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理【S】
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保【S】
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保【S】

(注) 各目標に付した【S】等の符号は、当該目標に係る平成28年度の評定。下線は平成27年度から変化があったもの。

## 2. 平成27年度及び28年度における総合目標及び政策目標の評定結果

各府省共通の 評定区分		総合目標		政策目標		合 計	
		27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
S+	目標超過達成	0	0	0	0	0	0
S	目標達成	0	0	21	20	21	20
A	相当程度進展あり	6	6	2	3	8	9
B	進展が大きくない	0	0	1	1	1	1
C	目標に向かっていない	0	0	0	0	0	0
合 計		6	6	24	24	30	30

### 3. 平成28年度に取り組んだ主な実績

施策		実績
政1-1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組	平成29年度予算においては、一億総活躍社会の実現をはじめとした重要課題に取り組んでいくとともに、「経済・財政再生計画」の2年目にあたる予算として、その目安に沿って、一般歳出の伸びを対前年度で5,305億円に抑制しており、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算とすることができた。
政2-1-1	経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討	平成29年度税制改正においては、就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築、デフレ脱却・経済再生、ローカルアベノミクスの推進、経済社会の国際化・ICT化への対応と租税回避の効果的な抑制、災害対応の税制基盤の整備などといった、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を盛り込んだ。
政3-2-1	社会経済情勢等の変化を踏まえた財政投融资計画の編成	平成29年度財政投融资計画においては、現下の低金利環境を活かし、リニア中央新幹線の全線開業前倒しを図るほか、インフラの海外展開支援をはじめとする成長戦略の着実な実行や地域経済活性化など、真に必要な資金需要に的確に対応することとした。
政5-2-2	税関分野における貿易円滑化の推進	A S E A N諸国を中心に、相手国のニーズ等を踏まえつつ、税関行政の近代化を支援するため、67カ国から393名の受入、28カ国へ223名の派遣を行い、アジアにおける貿易円滑化に大きく貢献した。特にミャンマーに対しては、平成28年11月に運用が開始された通関システムの導入支援を行った。
政6-2-1 政6-3-1	ODA等の効率的・戦略的な活用 円借款、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進	平成27年11月に発表した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」に続き、平成28年5月に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」として、JICAの円借款や海外投融资の制度改善や更なる迅速化を発表し、関係省庁で円借款金利体系の見直し、海外投融资の検討プロセスの見直し等について合意した。 平成28年5月にJBIC法改正法が成立し、特別業務勘定の新設等のJBICの機能強化が図られた。
政7-1-1	政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保	平成28年（2016年）熊本地震への対応として、「平成28年熊本地震特別貸付」の創設や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入金の100%を保証する「セーフティネット保証第4号」を九州各県（沖縄県を除く）に適用するなどの措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図った。

#### 4. 平成28年度の評定が前年度の評定より低くなった政策目標の評定理由及び政策への反映

政策目標	評定		評定理由	政策への反映
	27年度	28年度		
政策目標5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	S	A	<p>主要な測定指標「税関相互支援協定等の締結数」（定量的）について、目標値の32に対して、実績値が31であった。ブラジル・メキシコにおける税関相互支援協定については、政府間で平成28年中に実質合意に至った後、締結に向け両国で必要な手続を行っているほか、平成29年4月にはロシア当局との貿易円滑化・税関協力覚書に署名、ベルギー当局との交渉については内容につき合意に至り署名に向けた調整を行っているなど、交渉が大きく進展し、目標までの差が僅かであると認められるため、当該測定指標を「△」と判定し、施策「税関分野における貿易円滑化の推進」について「a 相当程度進展あり」と評定した。</p> <p>以上から、当該目標の評定を「A 相当程度進展あり」とした。</p>	<p>税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の締結数については目標値に達していないことから、内容につき実質合意に至っている協定等につき、締結に向けた必要な手続の着実な実施、進行中の交渉の推進・新規の交渉の開始などにより、締結数の増加に努めます。</p> <p>また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。</p>
政策目標7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	S	B	<p>主要な測定指標「政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施」（定性的）については、商工組合中央金庫の危機対応業務において、危機事象の影響を受けていることを確認する際に、顧客から受領した資料を職員が改ざんする等の不正行為が行われたことが判明し、主務省として過去の監督において不正行為の防止・発見が出来なかったこと、及び「基本計画」をふまえ4機関に対して各種体制にかかる検証に努めたものの、不祥事の発生を原因として急遽商工組合中央金庫を検査対象に追加し、当初想定していた機関への検査を取りやめたことから、達成度を「×」とした。</p> <p>上記の不正発生を受け、商工組合中央金庫に対し迅速に検査、行政指導等を行い必要な対応の実施を求めていること、及び商工組合中央金庫に対する業務改善命令（平成29年5月9日）により、今後、特定される根本原因等を踏まえ、今回のような不正行為の発生リスクも勘案した検査内容や、更なる行政対応を検討することとしていることから、施策「政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保」について「b 進展が大きくない」と評定した。</p> <p>以上から、当該目標の評定を「B 進展が大きくない」とした。</p>	<p>主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めます。</p> <p>また、商工組合中央金庫の危機対応業務における不正行為については、主務省として、商工組合中央金庫に対する業務改善命令により、今後、特定される根本原因等を踏まえ、今回のような不正行為の発生リスクも勘案した検査内容や、更なる行政対応を検討・実行するなど、監督責任を果たしていきます。</p>

5. 平成27年度の評定が「B 進展が大きくない」であった政策目標の平成28年度の改善状況

政策目標		27年度	28年度	
		「B」となった理由	評定	改善状況
政策目標 8-1	地震再保険事業 の健全な運営	<p>主要な測定指標「地震保険の普及率等の推移」（定量的）について、地震保険の付帯率が目標値（63.6%）に達しなかった（実績値：60.2%）。</p> <p>そのため、当該測定指標を「×」と判定し、施策「地震保険の普及」を「b 進展が大きくない」と評定した。</p> <p>以上から、当該目標の評定を「B 進展が大きくない」とした。</p>	S	<p>主要な測定指標「地震保険の普及率等の推移」（定量的）については、政府広報テレビ番組・政府広報ラジオ番組・ホームページ・ツイッター・フェイスブックを活用した広報活動を実施したこと等により、地震保険の付帯率が61.7%となり、目標値60.2%（59.3%以上かつ前年度より上昇）に達していること等から、施策「地震保険の普及」を「s 目標達成」と評定した。</p> <p>以上から、当該目標の評定を「S 目標達成」とした。</p>

## 参考 1. 平成28年度における政策評価の実施に係る改善のポイント

### 附属説明書の廃止に伴う政策評価書への統合

- 附属説明書の政策評価書への統合に当たっての基本的な考え方は以下のとおり。
  - ① 質的レベルは維持する。
  - ② 単なる合冊にならないようにする。
  - ③ 読み手に分かりやすいものにする。
  
- 28年度政策評価書の策定においては、以下の点に留意して作業を行った。
  - 附属説明書に記載されている図表について、関連する施策の直後に移行することにより、取組内容を分かりやすく説明する。(①、③)
  - 重複する記述は削除し、財務省HPに掲載されている内容は、アドレス表記に代えること等により簡潔な記述とする。(①、②)
  - 28年度に新たに取り組んだ事例を中心に記述し、可能な限り数値を用いて取組内容を説明する。(③)



## 参考3. 評定の基準（政策目標）

総合目標においても同じ基準です。この場合、「施策」とあるのは「テーマ」となります。

### 施策についての評定

1. 「s+ 目標超過達成」  
(①及び②をともに満たす場合)  
① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがある。  
例：実績値が目標値の120%を超過している場合  
② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。
2. 「s 目標達成」  
(①から③までの全てを満たす場合)  
① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがない。  
② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。  
③ 測定指標以外で「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情がない。
3. 「a 相当程度進展あり」  
(①及び②をともに満たす場合)  
① 施策に係る主要な測定指標が全て「○」又は「△」(注)である。  
② 施策に係る測定指標に一つでも「△」又は「×」があるか、全ての測定指標が「○」で上記2③のネガティブな事情がある。
4. 「b 進展が大きくない」  
(①及び②をともに満たす場合)  
① 施策に係る主要な測定指標の一つでも「×」がある。  
② 「c 目標に向かっていない」に該当しない。
5. 「c 目標に向かっていない」  
主要な測定指標の実績値が、目標値から大きく乖離している場合  
例：実績値が目標値の50%を下回っている場合

### 政策目標についての評定

1. 「S+ 目標超過達成」  
施策の評定が「s+」又は「s」であり、かつ、一つ以上が「s+」  
(例) 施策① s+  
      施策② s  
      施策③ s
2. 「S 目標達成」  
施策の評定が全て「s」  
(例) 施策① s  
      施策② s  
      施策③ s
3. 「A 相当程度進展あり」  
施策の評定が全て「a」か「s」と「a」のみ  
(例) 施策① s  
      施策② s  
      施策③ a
4. 「B 進展が大きくない」  
施策の評定に「b」があり、かつ、「c」がない  
(例) 施策① s  
      施策② a  
      施策③ b
5. 「C 目標に向かっていない」  
施策の評定に「c」がある  
(例) 施策① s  
      施策② a  
      施策③ c

(注) 「△」は、目標達成に近いが、達成したとまでは言えない場合。定量的測定指標においては、原則として、目標値と実績値の差が目標値の1%以下であった場合とする。